社会福祉法人　豊寿会　行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和８年１０月　１日～　令和１３年　９月　３０日までの　５年間

２．内容

目標１：計画期間における男性の育児休業取得率を３０％以上とする

＜対策＞

- 令和８年　１０月～　各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、など）実施
- 令和８年　１０月～　育児介護休業等規則について職員へ定期的に周知をする

目標２：所定外労働の削減に向けた取り組みを行う。所定外労働時間を月平均３時間未満とする

＜対策＞

- 令和８年　１０月～　各部署毎に問題点の検討
- 令和８年　１０月～　ノー残業デーの実施

社会福祉法人　豊寿会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

１．計画期間：　令和　8 年　4 月　1 日　～　令和　11 年　3 月　31 日

２．当社の課題

課題１：　男女の平均継続勤務年数の差異はないが、非正社員の勤続年数は短い

３．目標

・ 正規社員・非正規社員の男女ともに平均勤続年数を10年以上とする

４．取組内容と実施時期

取組１： 長時間残業を削減するための意識啓発を行う

● 令和　8年　4月～　全職員の所定外労働時間を適切に把握し、所定外労働の多い職員に個別に働きかけを行う

● 令和　8年　4月～　帰りやすい職場風土等に向けた管理職自身の勤務時間管理の徹底

取組２： 有給休暇取得を推進する取組を実施する

● 令和　8年　4月～　年次有給休暇の取得状況を把握する

● 令和　8年　4月～　各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する